

マレー農村におけるイスラームと離婚

坪 内 良 博*

Islam and Divorce among the Malay Peasants

—A Devaluation of Kinship as a Determinant Factor—

by

Yoshihiro Tsubouchi

Frequency of divorce varies from society to society according to their evaluation of marital union. Some anthropologists such as Gluckman (1950), Leach (1957), Fallers (1957), Ackerman (1963) attributed the problems of marital stability to kin-group politics. It seems that they presuppose social structure or grouping as a determinant of the value of marriage. The limit of these theories becomes manifest when some other value system is introduced from outside world. This is the case appeared in Malay villages. In this paper the author tries to show such an example through comparison of Malay divorces in three villages. Interpretation of Islamic ideas on marriage and divorce varies from place to place causing different divorce rates: the traditional interpretation is related with frequent divorces while the modern interpretation with a decrease in spite of unchanged function of kinship structure. This type of wide variation in divorce occurrence, either spacial or historical, may be found among the people whose kinship structure facilitate divorces.

I 問 題 設 定

親族構造のありかたが離婚の発生に密接な関係をもつことは多くの研究によって確かめられている。この種の議論は Gluckman (1950) や Loeb (1935) のような親族構造の形態そのものが離婚の多少と関係するという主張から、他の要因と親族構造との接点において明示化される集団所属のありかたに説明原理を求めるという方向に発展して来た。(Leach 1957, Ackerman 1963, その他)。しかしながら、これらのみかたは家族における人間の行動を集団的説明の枠内にとじこめてしまうという点で限界をもつ。本稿においては、外部から導入された、親族構造とは直接かかわりをもたぬイスラームの法体系とそれを支える諸価値観が、離婚発生に対してどのように影響を及ぼしていくかを検討することを通して、いわゆる親族=集団論的発想の限界を指摘することを試みる。

* 京都大学東南アジア研究センター

本稿において主な観察の対象とするのは、西マレーシアの三つのマレー農村であって、1968～72年の間に、ケダー州パダンララン村（以下 PL 村と略称する）、クランタン州ガロック村（以下 GL 村と略称する）、およびマラカ州ブキッペゴ村（以下 BP 村と略称する）において行なわれた調査結果を利用した。¹⁾ 各調査村の立地上、生業上の特性は下記の如くである。

- (i) PL 村（ケダー） ケダー州の州都アロールスターから約 7.5 km。西マレーシアの穀倉といわれるケダーの海岸平野に立地する水稻耕作農村である。近時ムダ河かんがい計画の進展にともない二期作化が行なわれるようになった。集落は水路に沿ってリボン状に散開し、人口 897 人（180 世帯）から成り立っている。
- (ii) GL 村（クランタン） クランタン州の州都コタバルから約 30 km。クランタン川の河岸段丘上に位置し、水稻耕作、ゴム栽培、タバコ耕作などを主業とする。集落は道路に沿ってリボン状に散開し、人口 680 人（146 世帯）から成り立っている。
- (iii) BP 村（マラカ） マラカ市街から約 13 km 離れた海岸近くの小低平地に位置し、住民の主な収入源は、水稻耕作、ゴム栽培、出稼ぎなどである。家屋は水田中の島状の高みに集中し、集落の人口は 481 人（89 世帯）である。

これらの調査村における親族構造のあり方は基本的に同一と考えられるが、この事実にもかかわらず離婚発生に関してはきわめて顕著な差違が認められるのである。

II 親族構造・法・価値観

II.1.

マレー農民の親族制度は、夫方妻方のいずれにも原則として同程度の意味を認める。系譜の認知については父親の名を子の名に付すことにより父系傾斜をもつアラビア風の命名法がとり入れられているが、意識の面ではエゴを中心として上下の世代に完全に扇状に拡大する。家名なども存在しないので記憶にとどめられる世代数はきわめて浅い範囲にとどまる。父系・母系または選系的原則によって、祭祀、財産などを継承する親族集団が形成されることはない。結婚に際して夫から妻に対して婚資金の支払いが行なわれるが、これは原則として個人間の授受であって、その調達・分配をめぐる親族が集団として関与することは全くない。初婚の場合の婚資金の平均額は、PL 村では 540 ドル²⁾（1959～1968 年の結婚について）、BP 村では 360 ドル（1956～1971 年）³⁾、GL 村では 230 ドル（1961～1970 年）である。平均年収の 2、3 割に相当

- 1) 未公表のものを含む多くの資料を利用させていただいたこと、および本稿に対する有益なコメントに対し、口羽益生、前田成文両氏に深く謝意を表す次第である。PL 村の調査は口羽益生、BP 村の調査は前田成文、GL 村の調査は筆者によって行なわれている。なお、各調査村の統計データのうち、とくに明記しない場合は口羽・坪内・前田（1975）からの引用である。
- 2) マレーシアドル、当時のレートで 1 ドル=100～120 円。
- 3) 前田（1973）、表 3～6 により算出。

する額であるが、多額の婚資金を要求する民族の水準ほどに高いとは言えないであろう。再婚の女に対しては婚資金の支払いはより少額となる。たとえば GL 村では初婚の場合の半額程度が標準である。

イトコとの結婚はとくに優先権が認められる訳ではないが、BP 村では全結婚経験の18.1%が第1イトコ同士の結婚である。PL 村では9.1%、GL 村では3.4%である。BP 村と PL 村では第2イトコとの結婚数が第1イトコとの結婚数よりも顕著に少ないのに対し、GL 村ではほぼ同数を占めている。第1イトコ婚、第2イトコ婚、およびその他の親族との結婚を含む親族婚の割合は、BP 村42.5%、PL 村20.6%、GL 村15.1%である。

集落内婚のルールは三つの村を通して存在しない。集村形態をとる BP 村では集落の境界が明瞭であるが、運河に沿った PL 村および道路に沿った GL 村においては、集落はリボン状であり、境界はきわめて不鮮明である。内婚率は BP 村47.6%、PL 村22.0%、GL 村25.4%である。

結婚後の居住に関する特定のルールは三村を通じて存在せず、便宜的に夫方の屋敷地、妻方の屋敷地、あるいは新たに入手した屋敷地が選ばれる。PL 村および GL 村に関しては、農地（水田およびゴム園）所有において優位にある側の屋敷地が選ばれる傾向が認められ、夫方居住の比率のほうが妻方居住よりもやや高い。農地に対する依存度が小さく、出稼ぎなど農業以外の収入源がかなりのウェイトを占めるマラカの BP 村では逆に妻方居住の割合が高い。

財産は個人的に所有され、一世帯の財産は夫婦および他の成員の財産の総和である。夫婦が共同で得た財は離婚に際しては等分に分割されるのが原則である。相続はイスラーム法と慣習法 (adat) のいずれかを選んで行なうが、イスラーム法に従った場合には2対1の比で男子にとって有利となり、慣習法に従った場合には男女すべての子に対して均分となる。比較的裕福な者がイスラーム法を選ぶ傾向があるが、イスラーム法が厳格に適用される例は必ずしも多くなく、男女均分に傾斜しつつ多分に状況主義的な相続が行なわれることが多い。⁴⁾

世帯は一組の夫婦を中心として形成され、核家族的な形態を示すことが多いが、核家族が世帯編成の原理としてイデオロギー化されている訳ではない。マレー人の家族は日本におけるそれに比して集団性に乏しく、むしろ対人関係のネットワークの累積として意識されている。⁵⁾ 世帯はこのようなネットワークの中から夫婦を中心として近親がぬきとられたものとして成立しているが、一時期における世帯成員は必ずしも同居の永続性を前提として生活しているのではない。状況に応じて年老いた親が子の世帯にひきとられたり、孫が祖父母にひきとられたりすることがきわめて自然におこる。

4) 相続の詳細については、口羽・坪内・前田 (1965) および坪内 (1972) を参照されたい。

5) 前田 (1975) はマレー人の家族に対するこのような考え方を family circle という用語で表現する。同じ用法は坪内・前田 (1975) において家族圏という語で行なわれている。

上述のようなマレー人の親族・家族のありかたは、夫婦の結合が崩壊しても当事者達がさして困難をとまなうこともなく新しい家族生活を再開できる基礎を提供している。他方、対人関係における固定性の欠如や結婚後の居住に関する合意による決定は、夫婦間にテンションが生じた場合、それが容易に離婚につながる可能性を示唆している。

II.2.

イスラームはマレー人の行動基準としてとりこまれた重要な外来要素である。イスラーム法は結婚・離婚・相続を含む家族生活の諸領域に関して独自の規定をもち、離婚に関してはその方法を四つの形式で規定している。それらは以下のごとくである。

- (i) タラック (talak) 原理としては夫による一方的な離婚宣言であって、夫は宣言(タラック)を与えた事実を一定期間内に宗教裁判官(kathi) またはその代行者に報告すればよい。待婚期間中ならば夫は2度までタラックを取り消すことができる。この手続きをロジョック(rojok)という。同一の妻に対して3度めのタラックを与えると、妻が他人と正式に結婚しさらに離婚したときにのみ元の夫との再婚が許される。待婚期間は年とった女の場合3カ月10日、若い女の場合3回の月経が終わるまで、妊娠中の場合は出産までである。
- (ii) パサー (pasah) 宗教裁判官の権限によって与えられ、配偶者が行方不明になった場合などに適用される。
- (iii) トップス・タラック (tebus talak) 字意通りには妻がタラックを買いとることであって、妻が離婚を望む場合に適用される。
- (iv) タァリック (ta'alik) 結婚契約に際して承認された特定の条件に夫が違反した場合妻から請求できる離婚である。

マレーシアのイスラーム法には各州において若干の変異があるが、上述の手続きを認めることについては、三調査村の所在する三つの州の間に基本的な相違は存在しない。

II.3.

イスラーム法はその適用において融通性に富む性格を有する。結婚と離婚に関していくつかの例を示そう。

例1. 結婚に際しては婚資金を支払うことが義務づけられている。しかしその額は必ずしも明示されていないので、これに如何なるウェイトを与えるかは当該の社会の裁量に依存する。

例2. イスラーム法では妻を4人までもつことを許容するがそれ以上は許さない。イスラーム法の一つの適用方法は女奴隷をもつことにより事実上の性関係の相手を増大させることを可能にするし、他の適用方法は次々と離婚を行なうことにより継時的な多妻を可能とする。逆に、複数の妻をもつ場合は平等にとり扱わねばならぬという規定を拡大解釈することによって、厳密な意味での平等は不可能であるとして一夫多妻を禁止することも可能である。

例3. 夫による専権離婚であるタラックは妻の意志にとらわれることなく無制限に実行可能である。これに夫が妻の意志をほとんど自動的に受け入れる事態が加われば、離婚は事実上妻いづれかの単意に基づいてきわめて容易に成立することになる。他方、離婚は神に許されたことの中で神の眼からみて最も不快なものであるとするハディス（伝承）の中で述べられている見解を強調するならば、その発生を強力に制限することも可能となる。

極端には正反対のものさえも含みうる解釈が成立可能であり、しかもそのいずれの場合でもイスラームという枠の内において宗教に十分支えられているということが重要である。特定の社会においていずれの見解が採用されるかは、その社会がイスラーム化される前から形づくってきた慣習や、他の宗教・文化との接触の度合いに応じて決定されるであろう。

II. 4.

既に述べたようにマレー社会は親族構造の側面からは離婚を容易に成立させうる基盤を有している。このことはマレー人とほぼ同様の親族構造をもつがイスラームを受容していないプロト・マレーの一つであるジャクンの社会において離婚がかなり多いことから傍証される。⁶⁾このような社会に受容されたイスラーム法は、元来容易な離婚をさらに容易にした可能性がある。すなわち、この場合には、イスラーム法は神の名において個人の行為としての離婚を正当化することができるのである。⁷⁾他方、離婚を忌避する考え方を伝統的に有するキリスト教思想あるいはキリスト教社会との接触は、マレー人においてもイスラームの体系内における離婚制限の考え方を強調させることになる。このような考え方は一般庶民の中から発生するよりも、知的エリートあるいは宗教的エリートを先導として一般化の道をたどるであろう。この場合においても離婚制限は宗教の名において行なわれ得るのである。

三つの調査村を眺めるときクランタンの GL 村においては、イスラーム法の適用のしかたが前者の様式において現われているといえる。宗教裁判官に代わって、離婚の登記を行なう村のイマムは離婚の届出を中正無記な事務的な態度でとり扱う。talak 宣言をした者は登記料として12ドルを宗教局に支払わねばならないが、イマムには後にその40%が手数料として払い戻される。この額は当時の賃金労働者の日当よりも多く、イマムにとっては無視できない収入である。マラカのマレー人は、この州の立地上、ヨーロッパ人および中国人との交渉が頻繁であり、これらの文化の影響をうけることが著しいことを考慮する必要がある。この州では1960年頃州の宗教局 (Jabatan Ugama Islam) が確立され従来乱立していた宗教裁判官を統合して宗教行

6) ジャクンに関しては、前田 (1965, 1966, 1967 a, 1967 b, 1969) 参照。

7) 原 (1969) の主張するイスラーム社会の個人主義的性格はこのような場で明瞭に現われる。神と個人とのかわりが最も重要という意味でイスラーム社会において個人主義化が行なわれるという議論は、Van der Kroef (1954) においてもみられる。同様の立論は Ter Haar (1948) においてもみられるが、Ter Haar はイスラームがキリスト教と同様離婚をきびしく非難するという点において、イスラームの特殊な現われ方を強調しすぎたきらいがある。

政を一本化し、宗教局を通して離婚忌避の考え方を普及させる努力をはじめた。これに加えて調査村 BP 村にはこの地域で有名な宗教教師が居住し離婚が望ましくないということを強調している。また離婚の登記を行なう宗教裁判官やその代行者としてのイマムも、当事者を前にして、できるだけ離婚行為の実行を思いとどまるように説得する。⁸⁾ ケダー州の立場はどちらかと言えばクランタン州寄りであり、両州の中間にあたる。この州でも少なくとも宗教行政の指導者達は、講演会などの機会を利用して、離婚が多すぎることに對する民衆の反省をうながしている。

III 離婚発生の実態

III.1.

調査村が含まれる三つの州の結婚・離婚統計は表1に示す通りである。結婚数に対する離婚数の比率から判断する限り、離婚傾向はクランタンにおいてもっとも高く、ケダーがこれにつき、マラカではもっとも低いことが明らかである。このような差が伝統的に存在したかどうかはより古い時期のデータが入手できないのでここでは断言することができない。過去における離婚傾向が現在よりも低いことはなかったという仮定を設ければ、少なくとも1930年代初頭においてマラカの離婚傾向は他の二州よりも低い状態にあったと推測することができる。1931～35年におけるこの州の結婚100に対する離婚は38.8であった。また、1951～55年の5カ年における同様の比は、クランタン76.0、ケダー61.4、マラカ31.1であった。

上述のようにマラカ州における離婚はかなりはやい時期からある程度少なかったと思われるが、これに加えて1962年以降きわめて顕著な減少傾向が現われ、1966～70年には結婚の11.8%が離婚に終わるに過ぎないという状態に達する。⁹⁾ マラカとは対照的にクランタン州における離婚は伝統的にきわめて高率であったと思われる。この州ではマラカ州におけるような急激な減少は出現していない。漸次的な減少が認められ、1966～70年には結婚100に対して56.0にまで下がるが、この数値は1930年代初頭のマラカ州よりもはるかに高い離婚傾向を示すものである。ケダー州に関しては資料の不足のため変化の傾向を明確に知ることができないが、1964年における結婚・離婚比は50.7となっており、ここでも漸減の傾向を瞥見することができる。

三つの州の離婚統計からは上記のほかに次のような差違が見出される。それは離婚発生に對する離婚取消し (rojok) の割合に関するもので、この比はケダー州においてもっとも高く、クランタン州とマラカ州では比較的低い。1951～55年という同一期間について比較すると、その値はケダー州25.6%、¹⁰⁾ マラカ州10.9%、クランタン州8.7%となっている。以上の数値はク

8) 前田成文氏とのパーソナルコミュニケーションによる。

9) この数値はかなり低いものではあるが、同時期の日本よりはやや高い水準にある。ちなみに1966～70年の日本においては離婚は総結婚数の9.0%を占めていた。

10) ただし1953年のデータを欠く。

坪内：マレー農村におけるイスラームと離婚

表 1 西マレーシアの三州における結婚と離婚の年次変化

年次	クランタン州			ケダ ー 州			マラカ州		
	結婚	離婚	離婚 取消し	結婚	離婚	離婚 取消し	結婚	離婚	離婚 取消し
1930							1,358	653	97
31							1,118	548	70
32							1,233	537	69
33							1,369	551	66
34							1,640	526	66
35							1,549	519	57
36							1,466	545	74
37							1,771	595	53
38							1,576	461	46
39							1,452	514	57
1940							1,690	629	64
41							2,063	587	75
42							1,892	629	75
43							3,066	940	101
44							3,223	1,344	166
45							2,793	1,699	216
46							1,936	993	87
47							1,859	759	75
48	12,488	11,625	683	7,724	5,032	884	1,767	711	52
49	13,256	11,384	1,007	7,222	4,645	1,116	1,924	670	66
1950	12,326	11,163	768	8,945	5,170	1,117	2,159	729	78
51	13,131	10,247	923	9,621	4,977	1,323	2,693	805	100
52	11,391	9,298	805	7,266	4,801	1,061	2,235	633	77
53	11,092	8,777	657	6,778	4,285		1,943	648	70
54	10,003	7,549	681	5,789	3,968	1,087	1,871	604	60
55	11,639	7,660	702	5,814	3,634	984	1,945	632	54
56	13,830	7,846	749	4,836	3,173	737	2,099	625	69
57	7,611	4,747	467	6,940	3,924	982	1,939	560	66
58	10,723	8,530	644				1,969	536	60
59	10,054	6,856	738				1,977	582	56
1960	9,810	6,363	668				2,003	564	61
61	7,176	5,068	514				1,865	544	50
62	8,399	5,463	517				1,441	213	18
63	7,987	5,278	1,447				1,687	315	9
64	8,264	5,270	584	5,105	2,589	671	1,633	263	26
65	8,275	5,052	519				1,773	260	18
66	8,177	4,395	810				1,672	170	13
67	6,933	4,489	458				1,813	225	11
68	7,703	4,423	419				1,772	225	12
69	8,668	4,518	546				1,860	204	13
1970	8,136	4,352	583				1,908	240	6
71							2,025	210	4

出所：原資料はすべて州の宗教局による集計である。Gordon (n.d.), Djamour (1959), 梅田 (1966), 前田 (1974), 坪内 (1972) などに公表された数値をとりまとめた。

ンタン州における離婚が一旦宣言されると最終的な決定となる傾向が高いのに対して、ケダー州のそれは再考慮の後取り消される可能性がかなり高いことを物語っている。マラカ州における変化は離婚の決定が熟慮の結果行なわれるようになったことを示唆する。ケダーとマラカとの相違は事後の反省対事前の反省として、前者は離婚減少の初期、後者は後期の現象として出現したと理解できるかもしれない。

Ⅲ.2.

各調査村における離婚発生状況は次の通りであり、三つの村の間にも顕著な差が見出される。すなわち、住民によってこれまでに経験されたすべての結婚のうち、GL村(クランタン)では40.6%, PL村(ケダー)では16.1%, BP村(マラカ)では10.2%が離婚に終わっている。離婚は同一人によって繰り返されることがあるので、全結婚経験者に対する離婚経験者の割合を調べると、GL村では37.7%, PL村では17.7%, BP村では7.2%となる。¹¹⁾

BP村においては男女の居住者から報告された離婚は合計13ケースにすぎないので、以下離

表2 離婚経験者数とその割合

GL村(クランタン)

年齢階級	男				女			
	結婚経験者	離婚経験者	不明	%	結婚経験者	離婚経験者	不明	%
10~19	—				11	1		9.1
20~29	31	3		9.7	40	8		20.0
30~39	33	9		27.3	34	13		38.2
40~49	30	14		46.7	38	19		50.0
50~59	22	15		68.2	23	12		52.2
60~	16	10		62.5	19	8		42.1
計	132	51		38.6	165	61		37.0

PL村(ケダー)

年齢階級	男				女			
	結婚経験者	離婚経験者	不明	%	結婚経験者	離婚経験者	不明	%
10~19					5		1	
20~29	29	3		10.3	57	10	4	17.5
30~39	58	7	1	12.1	61	7	3	11.5
40~49	37	8		21.6	31	6	2	19.4
50~59	23	5		21.7	32	6	7	18.8
60~	26	10	1	38.5	31	7	10	22.6
計	173	33	2	19.1	217	36	27	16.6

11) 結婚・離婚比、離婚者の割合ともに離婚取消し(rojok)が行なわれたものは離婚として扱っていない。

婚の実数が多い GL 村と PL 村について発生状況にかんする一、二のより詳細な比較を試みよう。結婚経験者中離婚経験者の占める割合を性・年齢階級別にみると表 2 のようになる。ケダールの女子における不明の多さが目立つが、女子の離婚経験が男子のそれを大きく上廻ることはないと考え、離婚の実数が少ない若年層を除くとすべての年齢階級において GL 村の離婚経験者の割合は PL 村のそれを上廻っている。離婚経験回数別にみた結婚経験者数は表 3 のようになる。2 回以上の離婚経験をもつ者の存在が GL 村において目立つ。結婚継続期間および子の数別に男女の離婚経験を観察すると表 4 および表 5 のようになる。PL 村のデータにおい

表 3 離婚回数別にみた結婚経験者数

離婚回数*	GL 村 (クランタン)		PL 村 (ケダール)	
	男子	女子	男子	女子
0	80	103	138	154
1	29	31	23	33
2	9	12	7	2
3	6	12	3	1
4	3	4		
5	1	2		
6	3			
不明	1	1	2	27
計	132	165	173	217

* ただしバサーのケース 2 件は除く (GL 村)。PL 村の数値は口羽未公表資料による。

表 4 結婚継続期間別にみた離婚数

期間	男子の離婚		女子の離婚	
	GL 村	PL 村	GL 村	PL 村
1 年未満	27	5	29	2
約 1 年	23	7	18	4
2	14	7	19	5
3	10	5	14	1
4	8		4	1
5	3	3	8	
6	1	1	8	
7	2		4	2
8	1	2	1	
9	0		3	1
10+	6	8	9	
計	95	38	117	16

注) 不明のケース (GL 村男子 5 件, PL 村男子 11 件, 女子 23 件はこの表には含まれていない。

表 5 子の数別にみた離婚数

子の数	男子の離婚		女子の離婚	
	GL村	PL村	GL村	PL村
0	58	20	70	4
1	28	12	33	11
2	8	2	9	1
3	4	3	4	
4	1	1	0	
5+	1		1	
計	100	38	117	16

注) 不明ケース (PL村男子11件, 女子23件) はこの表には含まれていない。

て不明の多さが目立つので正確な比較は困難であるが、だいたいの傾向として次のようなことがいえる。1年未満で発生した離婚の割合はGL村では男女それぞれ28.4%, 24.8%, PL村では13.1%, 12.5%であって、GL村において高い。子のある離婚の割合はGL村男女においてそれぞれ42.0%, 40.2%であるが、PL村では47.4%, 75.0%と相対的に多くなっている。¹²⁾以上の比較から離婚発生への減少は常習の離婚者の減少および早期離婚の減少をともなっているといえよう。

III. 3.

三つの調査村において親族関係にある者との結婚が、離婚傾向と如何に関連しているかを検討すると以下のようなになる。BP村においては親族関係にあるものの結婚から生じた離婚は5.6%であって、非親族婚における13.7%にくらべて著しく少ない。PL村では親族婚と非親族婚から発生した離婚はそれぞれ7.3%, 19.9%で、BP村よりも高い離婚発生を示しつつも両者の相対的な関係は保たれる。これに対してGL村では親族婚から生じた離婚40.7%に対して、非親族からの離婚発生は40.1%であって両者の間にはほとんど差がない。

親族婚中もっとも重要な地位を占める第1イトコ婚だけをとり出してみると、そこからの離婚発生はBP村0%, PL村1.9%, GL村では66.7%となっている。イトコ婚であれば夫婦の仲がよくなり易いが、離婚が発生するときようだいである親同士の間も悪くなる可能性があるということは、それぞれの調査村において村人が述べている。BP村、PL村においては第1イトコである夫婦仲に不満が少ないか、あるいは不満が現われた場合の調整の効果がよく現われていると解釈できよう。GL村ではこのような効果は事実上あがっていないように見える。ここではむしろ離婚発生をおそれて第1イトコ婚を避けようとする傾向がみられる。すなわち、全結婚における第1イトコ婚の割合は、既に示したように他の二村にくらべて著しく低く、そ

12) PL村における男女の数値のギャップは、女子の離婚経験中子のない離婚がききとりの際に無視される傾向があったためと考えられる。子のない離婚は表2の中では不明の中に含まれている可能性が高い。

れを補うかのようにやや遠い関係である第2イトコとの結婚がBP村やPL村にくらべて多いのである。

集落内婚が離婚に対して及ぼす影響については三つの村を比較するデータが不足している。GL村のみについてみれば、集落内婚における離婚発生は28.6%、集落外婚からは44.6%であり、集落内では結婚の場合、離婚傾向がかなり低くなっていることが認められる。

IV 比較と考察

IV.1.

三つの調査村における親族の構造は基本的には同一であるが、イトコ婚を含む親族婚のありかたはこの類似性の中で三つの村に若干の変異を与えている。しかしながら親族婚が多いこと自体が離婚の少なさを完全に説明できるとは言えない。既に示したように、親族婚から生じる離婚の割合も非親族婚から生じるそれとともにGL村においてもっとも高く、PL村を中間において、BP村ではもっとも低くなるからである。またGL村における親族婚が離婚抑制力を示さぬことは、親族婚と離婚抑制とが必ずしも本質的に結びつくものではないことを示唆する。BP村およびPL村における第1イトコ婚は極めて顕著な離婚抑制力をもっているように思われるが、第1イトコ婚の全結婚中において占める割合は、それぞれ18.1%、9.7%にすぎない。かくしてイトコ婚は両村の離婚の少なさを説明に対して部分的にのみ寄与している。前田によるもう一つの調査地ブキメタ村(BP村の隣村)では第1イトコ婚8.1%、親族婚(第1イトコ婚を含む)22.5%である。この割合はBP村におけるよりもはるかに低く、PL村のそれにほぼ等しい。この状態でブキメタの離婚は総結婚経験数の7.5%、結婚経験者の5.5%を占めるにすぎずBP村よりも少ない。¹³⁾ このこともイトコ婚ないし親族婚の離婚抑止作用を過大評価してはならぬことを傍証する。

集落内婚が離婚発生を抑止するという考え方もまた、一つの集落において集落内婚を行なった住民と集落外婚を行なった住民とを比較した場合には前者の離婚傾向がより低いという形で明らかにされるかもしれないが、この事実から集落内婚の少なさそれ自体が常に高い離婚傾向にむすびつき、逆にその多いことが常に低い離婚傾向にむすびつくということを主張することはできない。このことはPL村における集落内婚の比率がGL村よりもむしろ低いにもかかわらず、離婚傾向がより低いという事実によっても明らかである。

三つの調査村における離婚傾向の差違は、結局、社会構造あるいは親族構造の差によっては説明されず、イスラームが近代化を受容していくときの対応の結果として理解されるであろう。

13) 前田(1973), p. 493 および p. 499.

N.2.

伝統的なイスラームがマレー人の親族構造に内在する離婚許容性をそのまま発現させたこと、他方近代的なイスラームの離婚抑制が効果を表わしつつあることは、同一時期の三つの調査村の比較によって空間的に、また州別結婚・離婚数の変動を観察することによって時間的にいちおう明らかになった。

本稿において伝統的なイスラームの代表と考えられたのはクランタン州の GL 村である。それでは GL 村に代表されるクランタン州は全域として伝統的なイスラームにおおわれた地域として存在するのであろうか。同州海岸部の漁村において行なわれた Firth 夫妻の調査や、Pasir Puteh 郡の農村において行なわれた Downs の調査もそれぞれの地域における高い離婚傾向を指摘する。結婚経験 2 回以上の者の占める割合は、Firth の漁村では男子 82.6%、女子 80.0%、¹⁴⁾ Downs の農村では 63%¹⁵⁾ である。これらの数値は前配偶者死亡による再婚によるものを含むために離婚そのものを示したものではないが、GL 村における再婚経験者男子 38.6%、女子 41.2% に比べてより高い。彼らの調査が行なわれたのはそれぞれ 1940 年、1958 年であり、しかもそれぞれある程度町から遠い村落である。死亡率が高かったことを考慮に入れても伝統的な離婚傾向は現時点の GL 村よりもさらに高かったと考えられよう。

他方、GL 村と同じ郡に属しながら、郡役所のある町に隣接して展開するクバンブンバンでは、GL 村とはほぼ同時期において離婚経験者の割合が、男子 26.8%、女子 19.4% とかなり低くなっている。¹⁶⁾ このことはクランタン州でも変化は徐々に生じつつあり、州内部における地域的な分化が既に目立っていることを示す。

N.3.

変化はマレーシアだけで生じているのではない。隣接するシンガポールのイスラーム教徒（主としてマレー人）およびインドネシアのイスラーム教徒においても、近年明らかに離婚減少の傾向がうかがわれる。シンガポールのイスラーム教徒の結婚数と離婚数の変化は表 6 に示す通りである。シンガポールにおける減少はマラカ以上に組織的・制度的に意図されたものであって、1957 年の法律改正（1958 年 12 月施行）とこれにともなう家事裁判所の設立を背景としている。¹⁷⁾ 法律は 1966 年にさらに離婚制限の方向にむかって再編強化された。シンガポールとマラカの相違は、前者においては末端のイスラーム指導者達の果たした役割が後者ほど顕著ではないことであり、離婚制限はイスラームの精神を強調しつつも、法を中心としてよりコスモポリタンな方法で行なわれたことである。

14) Firth, Rosemary (1966), p. 28.

15) Downs (1967), p. 144.

16) 坪内 (1974), p. 492.

17) シンガポールの家事裁判所については、Djamour (1966) が全巻その記述を含んでいる。変動前のシンガポールの離婚については、Djamour (1957) が詳しい。

表 6 シンガポールにおけるイスラーム教徒の結婚と離婚

年次	結婚	離婚	結婚100 に対する 離婚	年次	結婚	離婚	結婚100 に対する 離婚
1921	2,055	1,133	55.1	1950	2,506	1,501	59.9
22	2,073	1,239	59.8	51	2,699	1,526	56.6
23	2,113	1,205	57.0	52	2,658	1,474	55.5
24	3,089	1,285	41.6	53	2,445	1,417	58.0
25	2,616	1,311	50.1	54	2,457	1,357	55.2
26	2,633	1,335	50.7	55	2,472	1,247	50.4
27	2,554	1,466	57.4	56	2,414	1,074	44.5
28	2,556	1,421	55.6	57	2,303	1,201	52.1
29	2,469	1,428	57.8	58	2,332	1,149	49.3
1930	2,307	1,366	52.9	59	2,116	577	27.3
31	2,177	1,264	58.1	1960	1,814	574	31.6
32	2,084	1,277	61.3	61	1,560	401	25.7
33	2,006	1,260	62.8	62	1,483	447	30.1
34	2,163	1,132	52.3	63	1,690	430	25.4
35	2,070	1,159	56.0	64	1,698	324	19.1
36	2,039	1,182	58.0	65	1,928	366	19.0
37	2,320	1,208	52.1	66	1,911	301	15.8
38	2,065	1,241	60.1	67	1,894	374	19.7
39	2,014	1,145	56.9	68	1,971	200	10.1
1940	2,213	1,249	56.4	69	1,972	244	12.4
41	2,440	1,267	51.9	1970	2,272	219	9.6
42	2,949	1,139	38.6	71	2,471	241	9.8
43	3,582	1,705	47.6	72	2,662	no data	
44	2,907	2,165	74.5				
45	2,982	2,046	68.6				
46	3,095	1,734	56.0				
47	2,784	1,588	57.0				
48	2,605	1,545	59.3				
49	2,516	1,401	55.7				

出所：1921～1964 Djamour (1959), p. 117 および Djamour (1966), p. 129, p. 183.

1965～1968 Singapore Year Book 1968, p. 80.

1969～1970 Singapore 1971, p. 262.

1971～1972 Singapore 1972, p. 63, p. 265.

インドネシアにおいても離婚制限をめぐる多くの運動が展開されて来た。¹⁸⁾ 表 7 に示されるように、1965年頃から離婚数減少の傾向が目立ち始める。ジャワの地域別に結婚と離婚の数の変化をみると表 8 のようになり、ジャカルタとジョクジャカルタを含む文化的中心都市において離婚の減少が著しいことが分かる。

18) cf. Geertz (1960), pp. 205f.; Alisjahbana (1966), p. 115; Van der Kroef (1965), pp. 214f.; Grant (1964), pp. 129ff. *etc.*

表7 インドネシアにおけるイスラーム教徒の結婚と離婚(単位1,000)

年次	結婚	離婚	離婚 取消し	結婚100 に対する 離婚	離婚100 に対する 取消し
1950	1,276	629	43	49.3	6.8
51	1,443	815	61	56.5	7.5
52	1,310	783	59	59.8	7.5
53	1,417	723	76	51.0	10.5
54	1,383	735	56	53.1	7.6
55	1,313	760	62	57.9	8.2
56	1,086	584	42	53.8	7.2
57	1,148	598	40	52.1	6.7
58	1,242	672	49	54.1	7.3
59	1,320	697	56	52.8	8.0
1960	1,254	654	55	52.2	8.4
61	1,162	606	48	52.2	7.9
62	1,036	593	45	57.2	7.6
63	1,321	670	56	50.7	8.4
64	1,130	613	46	54.2	7.5
65	1,178	578	48	49.1	8.3
66	1,097	513	37	46.8	7.2
67	804	325	20	40.4	6.2
68	1,042	468	24	44.9	5.1
69	1,099	411	24	37.4	5.8
1970	859	298	11	34.7	3.7
71	890	276	9	31.0	3.3
72	989	303	10	30.6	3.3

出所：Statistical Pocketbook of Indonesia 1953-1963 各年度版および
1970/71, 1972/73年度版

V む す び

離婚という人間の行為は、特定の社会に受容された夫婦結合に関する価値観の如何に従って発生する。この価値観はその社会固有の親族構造などから生み出される可能性もあるが、それとは独立に外部から導入される可能性もある。Gluckman (1950), Leach (1957), Fallers (1957), Ackerman (1963) などの人類学者による業績は離婚現象を集団との関係において論ずるにとどまっている。すなわち、彼らの問題の設定は親族構造がその社会の離婚に関する価値観を創造するという前提を暗黙のうちに認めているように見える。価値観が外部から導入された社会においては、構造の論理ないし集団の論理は、同一集落内あるいは同一地域内における相対的な変異をもたらす形で発現するにすぎない。

マレー人の親族構造自体は自由な離婚発生を許容する性格をもっている。彼らの社会にイスラームが導入されなかったとすれば、親族構造自体の特質が離婚現象にそのまま反映し、ある程度高い離婚発生がみられたに違いない。イスラームはこのような基盤に対して離婚発生をよ

表 8 ジャワの各地域におけるイスラーム教徒の結婚と離婚

地 域	年次	結婚	離婚	離婚 取消し	結婚100 に対する 離婚	離婚100 に対する 取消し
West Java	1953	355,170	217,237	17,763	61.2	8.2
	1964	245,081	152,029	13,047	62.0	8.6
	1970	223,457	81,423	2,893	36.4	3.6
	1972	255,229	83,099	2,909	32.6	3.5
East Java	1953	451,898	243,163	37,613	53.8	15.5
	1964	244,944	149,109	9,384	60.9	6.3
	1970	265,859	107,533	4,084	40.4	3.8
	1972	299,749	110,322	3,177	36.8	2.9
Central Java	1953	376,490	187,834	11,433	49.9	6.1
	1964	238,661	137,826	7,383	57.7	5.4
	1970	209,203	77,320	2,539	37.0	3.3
	1972	234,762	77,704	2,223	33.1	2.9
Greater Jakarta	1953	28,623	11,706	1,194	40.9	10.2
	1964	32,434	12,981	1,397	40.0	10.8
	1970	26,340	4,971	259	18.9	5.2
	1972	27,239	3,833	173	14.1	4.5
Yogyakarta Area	1953	30,933	11,796	460	38.1	3.9
	1964	4,426	3,225	63	72.9	2.0
	1970	19,862	5,284	146	26.6	2.8
	1972	22,278	4,664	112	20.9	2.4

出所：1953 Djamour (1959), p. 135.

1964 Nugroho (1967), p. 175.

1970 Statistical Pocketbook of Indonesia 1970 & 1971, p. 43.

1972 Statistical Pocketbook of Indonesia 1972 & 1973, p. 70.

り刺激するように作用することも、逆に抑制的に作用することもできた。後者の場合、離婚抑制の要素がイスラーム自体の中に本質的に内在しているというよりは、近代化の波の中にあって、周囲の事情を勘案してこの側面の強調が行なわれたと解釈すべきであろう。在来の親族構造が規定してきた離婚容認の世界におおいかぶさって、離婚をさらに容易にしたのもイスラームなのである。われわれはこのようなイスラームの現われ方の中に、この宗教の融通無礙な性格を見出すことができる。この融通無礙な性格は、イスラーム自体の特質というよりは、人類の歴史とともに長年月を生き残って来た世界宗教一般に共通する特質なのかもしれない。しかし、たとえばカトリックと比較した場合、家族現象に関してイスラームはきわめてあざやかな形をとって多様な事態に対応しているといい得るであろう。この小論はイスラームのこのような性格を離婚という現象に対する対応を介して立証することを試みたものと言える。

シンボルと価値観との対応が固定的ではないということとその影響にかんしては、わが国における「家」観念と離婚観をめぐってもある程度論証できるように思われる。これに関しては稿を改めて詳述することにしたい。

参 考 文 献

- Ackerman, Charles. 1963. "Affiliations: Structural Determinants of Differential Divorce Rates," *American Journal of Sociology*. Vol. 69, No. 1.
- Alisjahbana, S. Takdir. 1966. *Indonesia: Social and Cultural Revolution*. London: Oxford University Press.
- Djamour, Judith. 1959. *Malay Kinship and Marriage in Singapore*. London: The Athlone Press.
- 1966. *The Muslim Matrimonial Court in Singapore*. London: The Athlone Press.
- Downs, Richard. 1967. "A Kelantanese Village in Malaya," *Contemporary Change in Traditional Societies. Vol. 2, Asian Rural Societies*. Urbana: University of Illinois Press.
- Fallers, Lloyd. 1957. "Some Determinants of Marriage Stability in Busoga: A Reformulation of Gluckman's Hypothesis," *Africa*. Vol. 27, No. 2.
- Firth, Rosemary. 1966. *Housekeeping among Malay Peasants*. 2nd ed. London: The Athlone Press.
- Geertz, Clifford. 1960. *The Religion of Java*. Illinois: The Free Press of Glencoe.
- Gluckman, Max. 1950. "Kinship and Marriage among the Lozi of Northern Rhodesia and the Zulu of Natal," *African Systems of Kinship and Marriage*. Eds. Radcliff-Brown, A. R. & D. Forde. London: Oxford University Press.
- Gordon, Shirle. n.d. "Marriage/Divorce in the Eleven States of Malaya and Singapore," *Intisari*. Vol. 2, No. 2.
- Grant, Bruce. 1964. *Indonesia*. Melbourne: Melbourne University Press.
- 原 忠彦. 1969. 「東パキスタン・チッタゴン地区モスLEM村落における職業と価値観」『東南アジア研究』7巻1号。
- Kroef, Justus M. Van der. 1954. *Indonesia in the Modern World*. Bandung: Mass Baru.
- 口羽益生・坪内良博・前田成文. 1965. 「マラヤ北西部の稲作農村——農地所有の零細化について——」『東南アジア研究』3巻1号。
- 編著 1975. 『マレー農村の研究』創文社。
- Leach, E. R. 1957. "Aspects of Bridewealth and Marriage among the Kachin and Lakher." *Man*. Vol. 57, No. 59.
- Loeb, Edwin M. 1935. *Sumatra, Its History and People*. Vienna: Institutes für Völkerkunde der Universität Wien.
- 前田成文. 1965. 「マラヤの Aborigines」『東南アジア研究』3巻2号。
- 1966. 「エンダウ川流域の Orang Hulu (Jakun) の家族覚え書」『東南アジア研究』3巻5号。
- 1967 a. 「マレー半島におけるジャクンの親族名称」『東南アジア研究』4巻5号。
- 1967 b. 「マラヤにおけるジャクンの家族構成の特質」『東南アジア研究』5巻3号。
- 1969. 「ジャクン (オラン・フル) の結婚と離婚」『東南アジア研究』6巻4号。
- 1973. 「双系的親族組織におけるイトコ婚の一考察」『東南アジア研究』10巻4号。
- Maeda, Narifumi. 1974. *The Changing Peasant World in a Melaka Village—Islam and Democracy in the Malay Tradition—*. Ph.D. Dissertation to the University of Chicago.
- 1975. "Family Circle, Community, and Nation in Malaysia," *Current Anthropology*. Vol. 16, No. 1.
- Ter Haar, B. 1948. (Translated from the Dutch by the Institute of Pacific Relations). *Adat Law in Indonesia*. Human Relations Area Files.
- 坪内良博. 1972. 「東海岸マレー農民における土地と居住」『東南アジア研究』10巻1号。
- 1974. 「クランタンの二つの農村——町に近いむらと遠いむらとの比較」『東南アジア研究』11巻4号。
- 坪内良博. 前田成文. 1975. 「マレー人家族における隔世代関係」『東南アジア研究』12巻4号。
- 梅田輝世. 1966. 「マラヤの女性——Kedah 州における現地調査——」『東南アジア研究』3巻5号。